

2024年度  
関西学院大学ロースクール  
A日程

一般入試（法学既修者）  
開放型選抜入試（法学既修者）

# 商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕 および〔設問 2〕 に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、食料品の輸入および販売を目的とする公開会社（監査役設置会社）である。甲社の取締役は、A、BおよびCの3名であり、Aが代表取締役である。

Aは、父親から相続した50坪の土地（以下「本件土地」という。）を現金化して、都心のマンション1室を購入するための資金の一部にしたいと考えていた。しかし、本件土地の買い手がなかなか見つからなかったことから、甲社が本件土地を購入し、すぐにそれを転売することにした。その際に、Aは本件土地の市場価格3000万円よりも500万円高い金額を売買代金とすることにした。その結果、売主をA、買主を甲社とし、代金を3500万円とすることを内容とする本件土地の売買契約（以下「本件契約」という。）が締結されることとなった。甲社を代表して本件契約を締結したのは、Aである。

なお、本件土地の購入は、甲社にとって重要な財産の譲受け（会社法362条4項1号）には該当しないものとする。また、代表権の濫用については検討する必要がない。

〔設問 1〕

本件契約の締結のために、甲社において必要とされる会社法上の手続について説明しなさい。

〔設問 2〕

本件契約が適法な手続のもとで締結された後、甲社は、本件土地を市場価格である3000万円で第三者に売却し、本件土地の所有権移転登記も行った。甲社の株式を2年前から継続して保有している株主Pは、上記事実を知り、適法な手続のもと、Aの責任を追及する株主代表訴訟を提起した。このPの訴えは認められるかについて論じなさい。

2024 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：商法】

《出題趣旨》

- ・ 本問は、取締役の利益相反取引（直接取引）に関する問題である。
- ・ 〔設問 1〕は、取締役会設置会社において、取締役が会社と取引を行う場合（直接取引の場合）における会社が履践すべき手続に関して問うものである。
- ・ 〔設問 2〕は、適法な手続に基づいて行われた利益相反取引により、会社に損害が生じた場合の取締役の会社に対する責任について問うものである。
- ・ いずれの設問も、会社法の基本的な制度に関するものであるため、しっかりと押さえておく必要がある。

《解説・講評》

## 1 〔設問 1〕について

### （1）解説

- ・ 本件契約は、甲社取締役である A が甲社との間で、本件土地を売買する契約であるから、自己のための利益相反取引（直接取引）にあたる（会社 356 条 1 項 2 号）。
  - この場合の「自己又は第三者のために」とは、取締役自らが直接取引当事者になるか、または取締役が第三者を代理もしくは代表する場合を指す（いわゆる名義説）。
- ・ 取締役が利益相反取引を行おうとするときは、取引についての重要な事実を開示して、取締役会設置会社では取締役会の承認が必要となる（会社 356 条 1 項 柱書、365 条 1 項）。
  - この場合の「重要な事実」とは、当該取引が利益相反取引にあたり、会社に損害を及ぼす可能性のある行為であることから、会社が当該取引を行うことにつき、取締役が賛否の判断をするために必要となる情報をいうと解される（たとえば、取引の相手方の氏名・名称、取引の規模・金額、取引期間、回数等）。
  - 甲社は公開会社であるから、取締役会設置会社である（会社 327 条 1 項 1

号)

- ・ なお、監査役設置会社における取締役会には、監査役の出席が義務付けられているため（会社 383 条 1 項本文）、取締役会の招集通知は、監査役に対しても発せられなければならない（会社 368 条 1 項括弧書）。また、利益相反取締役は、利益相反取引の承認にかかる取締役会の決議において特別利害関係人に当たするため、議決に加わることはできない（会社 369 条 2 項）。
- ・ 利益相反取引を行った取締役（本件では A）は、取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない（会社 365 条 2 項）。

## （2）講評

- ・ 答案の中には、本件契約が利益相反取引に当たることを指摘できていないものもあった。
- ・ また、利益相反取引であることは指摘できているものの、甲社が取締役会設置会社であることを指摘できていない答案も多く見受けられた。このような答案は、会社法 356 条 1 項柱書のとおり、承認機関を株主総会としており、そのような答案については、低く評価した。本件では、甲社は公開会社であるから、取締役会を設置する義務があるところ（会社 327 条 1 項 1 号）、この点を見落としていたのか、それとも利益相反取引の承認機関は常に株主総会であると思っていたのかはわからないが、いずれにせよ、この点は正確に理解してもらいたい。
- ・ また、取締役会（または株主総会）による承認だけを指摘し、重要な事実の開示についてまったく触れられていない答案も散見された。重要な事実の開示は、会社の所定機関が当該利益相反取引を承認するかどうかを決定するための必要不可欠な情報提供手続である。したがって、この点についても常に意識して欠くようにしてもらいたい。

## 2 〔設問 2〕について

### （1）解説

- ・ 甲社株主 P の株主代表訴訟による A の甲社に対する責任追及が認められるか、つまりは A の甲社に対する責任（会社 423 条 1 項）の有無が問題となる。
- ・ 会社法 423 条 1 項の責任が認められるためには、役員等の任務懈怠、任務懈怠についての故意または過失、会社の損害、そして任務懈怠と会社の損害との間の因果関係が必要となる。
- ・ 取締役が利益相反取引を行った結果、会社に損害が生じている場合には、当該取引に関与した取締役には任務懈怠が推定される（会社 423 条 3 項）。

→ この規定は、取締役会設置会社において、取締役会の承認があるかどうかにかかわらず適用されると解されている。

- ・ 本件では、甲社は、本件土地の購入価格と売却価格との差額分 500 万円の損害を被っている。したがって、利益相反取引（直接取引）を行った A には、任務懈怠が推定される（会社 423 条 3 項 1 号・2 号）。そして、本問の問題文からは、任務懈怠の推定を覆す事情は見受けられない。
- ・ A は、自己のために甲社と直接取引を行った取締役であるから、任務を怠ったことが自己の責めに帰すことができない事由によるものであることをもって、その責任を免れることはできない（会社 428 条 1 項＝無過失責任）。
- ・ 上記の通り、甲社には 500 万円の損害が発生しており、この損害は、A による利益相反取引がなければ生じなかったものであるから、因果関係も認められる。
- ・ 以上から、A は甲社に対して、会社法 423 条 1 項に基づき損害賠償責任を負う。したがって、株主 P による株主代表訴訟は認められる。

## （2）講評

- ・ 本件における A の甲社に対する責任は、会社法 423 条 1 項に基づく責任追及であるが、この条文を挙げていない答案が多く見られた。
- ・ また、本件における A の任務懈怠行為を、善管注意義務違反・忠実義務違反としている答案も比較的多く見受けられた。確かに、本件における A の行為については、善管注意義務違反と評価されうるものであるため、このように書かれている答案については、一定の評価を与えている。しかしながら、実際に、本件のようなケースにおいて、原告が会社法 423 条 3 項の推定規定を使わないとすれば、原告自らが任務懈怠行為について主張・立証しなければならず、そのような負担をあえて引き受ける原告が存在するとは考えにくい。したがって、本件のようなケースであれば、少なくとも、推定規定については触れておいてもらいたい。
- ・ また、本説文の冒頭に「適法な手続のもとに」契約が締結された旨が記載されているにもかかわらず、取締役会決議や株主総会決議がないから、それが法令違反としての任務懈怠を構成すると書いている答案もいくつか見られた。このような事実誤認については、結論を左右しかねないミスであることから、時間がない中でも、しっかりと問題文を読んで答案を書くことが必要であると考えられる。

## 3 総評

全体的には、よくできている答案とそうでない答案との差が大きいという印象を受けた。

今回出題した論点は、どの教科書でも必ず触れられている典型的なものである。憲法・民法・刑法に比べて、例年、商法の学習が進んでいないと思われる答案が散見さ

れる。今回もまた同様であり、白紙に近い答案や完全に異なる論点を書いている答案なども見受けられた。

司法試験において、商法（会社法）は、制度と判例の理解がかなりの比重を占める科目であり、それは逆に言えば、しっかりと会社法上の諸制度を（その趣旨とともに）理解した上で、百選を中心とした重要判例を勉強しておけば、十分に合格答案を書くことができるということを意味する。この点からも、今回の試験でしっかりと答案を書くことができなかった受験生の方々も含め、基本書と判例百選の精読をお勧めしたいと思う。

以 上